

- 管路施設へ潜行する場合、関係法令を遵守し、調査員及びマンホール周辺を通行する第三者の安全を確保しなければならない。下水道特有の危険性について全国の事故概要を含め紹介する。

基本方針について

- 点検・調査等の現場作業を行う際には、酸素欠乏、硫化水素中毒、転落等の危険が潜んでいることを十分に認識し、常に厳重な安全確認を行う必要がある。労働安全衛生対策のうち、硫化水素中毒については特に注意が必要である。
- なお、過去問題がなかった現場においても、作業中に硫化水素濃度が上昇し事故に至った事例もあることから、汚泥の流量など現場環境は必ずしも一定ではないため、作業前の濃度測定に加え、作業中は硫化水素濃度の変化に常時対応できる体制を構築することが重要である。
- 国土交通省は、これらの事故を踏まえ令和7年8月4日に「下水道管路内作業における安全確保の徹底について」の事務連絡を下水道管理者と委託事業者に向けて発出し、安全確保の徹底を最優先することを要請している。詳細については、国土交通省のホームページ(下水道セーフティネット)に公表されているので参考とされたい。
- また、下水道管理者においては「管内 NO Entry」の実現に向けた下水道管路点検の推進に関する基本的考え方を踏まえ、潜航目視によらない方法を最優先して導入し、安全かつ効率的な実施に努めるとともに、管内作業を伴う場合は必要に応じて作業の経過を見ながら安全管理状況をチェックするなど、事故防止の徹底を図ることが重要である。

埼玉県行田市の陥没事故の概要

下水道管路の点検実施中の事故について(埼玉県行田市) 国土交通省

【事故概要】

- 発生日時：令和7年8月2日(土) 午前9時27分頃
- 発生場所：埼玉県行田市大字長野 地内
- 点検概要：行田市発注の全国特別重点調査に伴う下水道管路の点検
下水道管路の清掃・点検・調査等を業務内容とする民間会社が受託

対象管路 管理者：行田市 布設年度：昭和56年度
口径：2,600mm(地下約12mに敷設、地上とはマンホールで接続)
※行田市の下水を集めて埼玉県管理の流域下水道幹線に接続する下水道管

■事故内容：管路点検前の排水作業を実施中、マンホール(直径60センチ、深さ約12メートル)内で作業員1名が転落し、救助しようとした他の作業員3名も転落した。
現場に到着した救助隊員が作業員4名を救出し、救急搬送されたが全員同日中に死亡が確認された。

※調査を受けた民間会社が報道機関向けに8月3日に公開した事故概要資料では、亡くなった作業員は入孔時に安全帯を装着していなかった、今回は現場にエアラインマスクを用意していなかった、などとされている。
※厚生労働省令酸素欠乏症等防止規則では、命綱の使用、空気呼吸器の使用等が規定されている。

■参考：全国特別重点調査にあたっては、国土交通省から全国の下水道管理者に対し、安全確保への最大限の留意、換気や流出防止措置などの安全対策の十分な実施を要請。

■対応：①事故直後に、改めて、全国の下水道管理者に対し、同調査にあたっては何よりも安全確保を最優先していただくよう要請するとともに、委託事業者へも周知いただくよう要請。
(労働基準行政を所管する厚生労働省からも硫化水素中毒防止対策に関する通知を発出)
②事故原因が明らかになった段階で、国土交通省において、その原因を踏まえ、再発防止に向けて必要な対応をとる。

【位置図と現場状況】

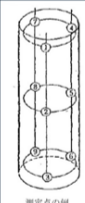


下水道管路の点検実施中の事故について 国土交通省

- 埼玉県行田市の事故発生直後(8月4日)、国交省より「下水道管路等内作業における安全確保の徹底について」を要請。
- 全国の下水道管理者に向け、全国特別重点調査にあたっては「何よりも安全確保を最優先する」とともに、管路内作業において特に注意し徹底する必要があると考えられるポイントを記したリーフレットを作成し、管路内作業の現場の作業従事者に携行してもらうよう要請。
- 上記要請を踏まえた自治体の対応状況について、国交省においてフォローアップを行う。

・安全確保のポイント

管路作業での酸素欠乏症・硫化水素中毒を絶対に防ぐ
～作業従事者の命を守るために、特に留意すべきこと～



- 作業開始前、作業中、再入孔する前に、原則として垂直・水平方向にそれぞれ3点以上測定点を設けること
- 作業場所に下水や汚泥が堆積している場合は、外面から検査して水中の硫化水素を空气中に放出してから濃度測定を実施すること
- 外部から操作できない場合には、濃度測定の結果が基準値以下であっても、適切な呼吸用保護具を着用させ、作業員を入らせること
- 作業場所では、酸素濃度を18%以上、かつ硫化水素濃度を1.0 ppm以下に保つように常時換気すること
- 作業中は常時警報付き測定器具によるガス検知を行い、異常を感じたら直ちに避難できる体制を整えること
- 酸素欠乏症等にかかっている恐れのある時は、高さ2m以内であっても緊急脱出用器具を使用すること

出典：下水道維持管理部(総務課、マシメント)「2014年度」

作業員が酸素欠乏症等を発症した場合は、無理せず、消防に通報し救出を委ねること